

告示

埼玉県告示第三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県本庄県土整備事務所において縦覧に供する。

令和七年一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 渡瀬地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十九号までを順次結んだ線及び標柱十九号と標柱一号を結んだ線によつて囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	児玉郡神川町	渡瀬	越	六五九番一
二	同	同	同	六五九番一
三	同	同	越ノ入	一二八〇番一
四	同	同	同	一二八〇番一
五	同	同	同	一二八〇番一
六	同	同	同	一二八〇番一
七	同	同	同	一二八〇番一
八	同	同	同	一二七九番二
九	同	同	同	一二七九番二
十	同	同	同	一二七九番二
十一	同	同	同	一二七九番二
十二	同	同	越	六七一番一
十三	同	同	同	六七一番一
十四	同	同	同	六六六番一

十九	十八	十七	十六	十五
同	同	同	同	児玉郡神川町
同	同	同	同	渡瀬
同	同	同	同	越
六五九番一	六五九番一	六五九番一	六六二番七	六六六番一